

令和2年度 第2回地方創生推進委員会議事録

会議名称	令和2年度第2回芦屋町地方創生推進委員会					
日時	令和2年10月21日（水） 午後7時00分～午後7時50分					
会場	芦屋町役場 3階 31会議室					
議題	<p>1 議事</p> <p>(1) 芦屋町人口ビジョン（令和2年度改訂版）（素案）について</p> <p>(2) 第2期芦屋町総合戦略（令和2年度改訂版）（素案）について</p> <p>(3) 今後のスケジュールについて</p> <p>(4) その他</p>					
委員の出欠	会長	内田 晃	出	副会長	吉岡 学	出
		須河内 美紀	欠		占部 吉郎	出
		安増 雅史	出		中西 智昭	欠
		山村 朋代	出		松本 健吾	出
		松岡 泉	出		辻本 一夫	出
合意 決定事項	<p>・ 芦屋町人口ビジョン（令和2年度改訂版）（素案）及び第2期芦屋町総合戦略（令和2年度改訂版）（素案）について、承認される。</p>					

1 議事

(1) 芦屋町人口ビジョン（令和2年度改訂版）（素案）について

（事務局）

資料1、2を用いて、人口ビジョン（令和2年度改訂版）について事務局より説明を行った。

- ・令和22年（2040年）をめどに、人口の社会減を解消することを目指す。
- ・人口の自然減を抑制するため、合計特殊出生率を令和22年（2040年）に人口置換水準「2.07」まで上昇させることを目指す。
- ・上記2点を設定条件とすると、令和42年（2060年）の人口は7,777人となる。

（会長）

資料2の10ページ、説明文章1行目の平成14年から転入超過という状況がグラフから読み取れない。どのような状況なのか。

（事務局）

平成28年3月策定の人口ビジョンには平成14年より前の年のグラフの掲載がある。平成13年が0、平成12年が▲92、それ以前もマイナスの数値となっている。

（会長）

他のグラフは昭和55年など古いデータも掲載されている。平成14年からのグラフにしている意味があるのか。文章説明が分かるように、平成14年よりもう少し前のグラフの掲載を行った方がいいと考える。

（事務局）

平成13年が0、平成12年が▲92、平成11年が▲122、平成10年が▲184、平成9年が▲162、平成8年が▲270、平成7年が▲227となっている。プラスに転じたところからの掲載を行っている。言われた通り、マイナスから上がっているところから掲載すると分かりやすい。平成12年あたりから掲載するのがよいか。

（会長）

動きを示すのであれば、マイナスから上がっているところが掲載されているのがよい。

（事務局）

平成12年▲92、平成13年0、平成14年43と、遡って平成12年からのグラフに変更する。8ページも同様のグラフとなるため、同じ年度からに変更する。

(会長)

資料 2 の 34 ページ、将来人口が社人研推計では、5,178 人となることを、色んな施策を実施して 7,777 人にまで保つ。下げ幅を縮小することを人口ビジョンで打ち出している。これについて意見等ないか。

(委員)

資料 1 の 3 ページ、人口の将来展望グラフの社人研推計が 5,178 人、芦屋町の目指すところが 7,777 人。福岡県の将来人口推計準拠とあるが、これは県が推計している数字だが、これを下回っている理由は。

(事務局)

資料 2 の 33 ページに参考表示とした福岡県の将来人口推計の算出根拠を載せている。

(会長)

福岡県の将来人口推計準拠にはならないのか。7,777 人ではなく、9,296 人には実現できないのか。

(事務局)

これは福岡県の人口ビジョンであり、福岡県全体を示したもの。北九州市都市圏は人口減、福岡市都市圏は人口増の傾向あり。トータルで見ると、グラフのようにと考えられているが、芦屋町の現状を考えたときに、同じように社会減が令和 12 年から解消できるかという、なかなか難しい状況ではないかという考えで差が出ているのではないかと推測している。

(委員)

県は県全体で見ている、福岡市都市圏や北九州市都市圏があると数値は上がるが、芦屋町だけではこのような数字になるということか。

(会長)

県が芦屋町の推計をしているという考えではなく、県全体の数値を割り戻した数値という理解でよいか。県の人口ビジョンとして、県全体をこのグラフのように示しており、その中の割合として芦屋町の配分がグラフのようになっているということか。

(事務局)

福岡県全体の社会移動が 10 年前倒しで、令和 12 年から社会減を解消するという考え方を出している。その考え方を芦屋町に当てはめたものが青い線のグラフとなっている。赤い線のグラフについては、資料 2 の 33 ページ、一番上の黒丸のところが芦屋町の人口ビジョンの推計に使ったもので、各種施策の効果が表れる期間を考慮し、福岡県人口ビジョンで示す希望出生率達成年度にあわせ、令和 22 年(2040 年)から社会減を解消するという考えで推計している。青い線のグラフは先ほど説明したとおり、福岡県が示す将来人口の推計になるが、「10 年前倒しで、令和 12 年(2030 年)から社会減を解消する」という設定条件を芦屋町に当てはめたものである。

(会長)

社会移動に 10 年の違いがある。今回、策定する芦屋町の人口ビジョンは、令和 22 年(2040 年)から社会減を解消するという推計で赤い線のグラフになっている。2 つのグラフは前提条件が違う。

(会長)

他にないか。他になければ、芦屋町人口ビジョン(令和 2 年度改訂版)(素案)について、承認でよいか。

異議なし

(2) 第 2 期芦屋町総合戦略(令和 2 年度改訂版)(素案)について

(事務局)

資料 3、4、5、6 を用いて、第 2 期芦屋町総合戦略(令和 2 年度改訂版)(素案)について事務局より説明。

(会長)

資料 3 の 1 ページ、新旧対照表の新しい文章について、前半の文章と「豊かな心の育成と学力の向上を推進し、特別支援教育の充実に努めます」のつながりがおかしい。特別支援教育の充実に努めるために、前半の部分を実施するというニュアンスに取れる。内容ではなく、書き方について教育委員会と確認してみてもどうか。文章を切った方がよいのでは。

(事務局)

指摘の通り、提案のあった「推進します。また、特別支援教育の」という形で、教育委員会と調整する。修正後、会長に確認を依頼する。

(会長)

軽微な変更のため、担当課と調整し、文言修正した後、私の方で確認する。

(委員)

SDGs の話で、先ほど説明があったが、今回該当しない目標があるのか。

(事務局)

目標 2、目標 6、目標 12 の 3 目標である。担当課で想定できる目標をすべて挙げたが、総合戦略の施策の中には該当できないものがあった。

(会長)

2 番の「飢餓をゼロに」、6 番の「安全な水とトイレを世界中に」、12 番の「つくる責任、つかう責任」の 3 つ。おそらく、今作成中の総合振興計画では 2 番だと子ども食堂、6 番だと上下水道の整備やインフラ、12 番だと行政よりも民間企業とかに該当する可能性が強い。総合戦略の中では、この項目が挙がってこなかった。ふさわしいものがなかった。無理に付ける必要があるものではない。他の市町で計画に携わっているが、この辺りの項目は該当しないケースが多い。該当しなくても問題はない。このような概念は役場だけではなく、町民や企業も意識して取り組んでいくものである。たまたま、この計画の中では該当しなかったというものだと考える。

(委員)

総合戦略や総合振興計画の目標の中でも、今回 SDGs の目標を達成する内容を盛り込んでいる。SDGs の基礎的な部分となるので、できれば該当するものがないかと考えた。

(会長)

上下水道は芦屋町では整備されており、かといって何もやらないわけではなく、今から水道管などのメンテナンスなどはあるかもしれない。地方創生の観点からすると、インフラのメンテナンスはそぐわないのではないか。

(委員)

連携ビジョンがあり、下水道事業関係の検討を北九州市と進めている。

(会長)

資料 4 の 40 ページ、広域連携の北九州市との連携中枢都市圏構想に、もしかすると 6 の水が入ってくるかもしれない。

(委員)

6の水は、北九州市の連携中枢都市圏構想内の18項目に該当するのではないか。

(事務局)

水という観点では、上水は北九州市から供給されており、6の水について該当していてもおかしくない。下水道の広域化については、選択肢の一つとして北九州市を検討しており、加えてもおかしくない。

(会長)

この項目についても、私と事務局とで調整する。

(会長)

他にないか。他になければ、第2期芦屋町総合戦略(令和2年度改訂版)(素案)について、承認でよいか。

異議なし

(3) 今後のスケジュールについて(資料7)

(事務局)

資料7を用いて、今後のスケジュールについて事務局より説明。

(4) その他

(事務局)

- ・報酬と費用弁償は、役場に届出をしている指定口座の振込みを行う。なお、1回目と2回目を合わせて来月末までに支払う。併せて通知を送付する。